

土地区画整理法第76条の規定による建築行為等の許可に伴う事務取扱い

- 1 建築行為等の許可申請書の審査は、別添建築行為等の許可基準を参考として行い、その内容が土地区画整理事業の施行に支障がないと認めるときは許可するものとする。
(土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続きに関する規則（以下「規則」という。）様式第3号（その1）)
- 2 前項の場合において、事業の施行のため必要があるときは、下記の条件等を付して許可するものとする。（規則様式第3号（その2））
 - (1) 許可を受けた建築物等について、移転又は除却の必要が生じた場合には、施行者と協議のうえ、その指定する期間内に移転又は除却すること。
 - (2) その他市長が必要と認めた条件
- 3 許可申請書の内容が土地区画整理事業の施行に支障となると認めるときは許可しないものとし、その旨を申請者に通知するものとする。（規則様式第4号）
- 4 申請者が許可を取り下げしようとする場合にあっては、当該書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。（土地区画整理法第76条の規定による建築行為等の許可に伴う事務取扱い（以下、「事務取扱い」という。）様式第1号）
- 5 市長は前項の規定により届け出があつた場合には、許可の取り消しをするものとする。
(事務取扱い様式第2号・3号)

附 則

この事務取扱いは平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この事務取扱いは令和3年 4月 1日から施行する。

○ 建築行為等の許可基準（平成 28 年 4 月 1 日施行）

区 分	構造及び規模		一般建築物	移転又は除却の容易でない構造及び規模のもの
	土地			
事業計画決定（組合設立認可）公告の日から仮換地指定の効力発生の日まで	従前の土地		B	C
仮換地の使用収益開始が未定の場合	従前の土地	※1	B	C
		※2		B
	仮換地		C	C
仮換地の使用収益の開始時期が申請の建築行為の完成から概ね3年以内 ^{注1)} に予定されている場合	従前の土地	※1	C	C
		※2	B ^{注2)}	B ^{注2)}
	仮換地		C	C
仮換地の使用収益開始の時期から換地処分公告の日まで	従前の土地		C	C
	仮換地		A	A

① A：条件なしの許可 B：条件付許可 C：不許可

②「移転又は除却の容易でない構造及び規模のもの」とは次に定めるものをいう。

- 1) 木造、鉄骨造、プレハブ構造等で簡易組立式以外の構造
- 2) 延べ面積200㎡以上のもの
但し、工事のための仮設作業場等を除く
- 3) 階数が2を超えるもの
- 4) 地階を有するもの

※1 本事業の施行に支障のあるとするもの

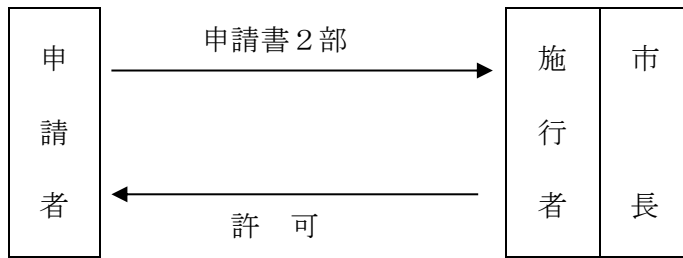
※2 本事業の施行に支障のないとするもの

注1) 移転計画等が定められている場合には、この限りではない。

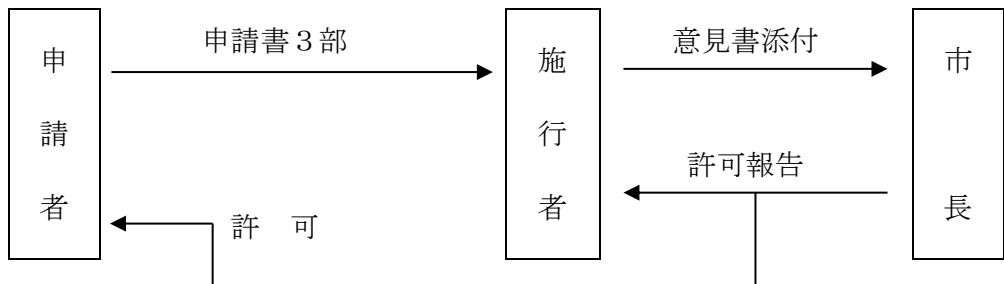
注2) 申請者が建築行為等を懇願するなど、生活再建上、やむを得ないと認める場合については、条件（自費移転等）を付す等適宜対応できるものとする。

○ 許可手続きの流れ

(1) 市施行の場合



(1) 公団・組合等施行の場合



様式第 1 号

年 月 日

取 り 下 げ 届

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

土地区画整理法第 7 6 条第 1 項の規定により許可を受けた下記行為許可申請については、取り下げします。

記

- 1 許可番号 千葉市指令 第 号
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 申請場所
- 4 取り下げ理由

連絡先

電 話

受 付 印

様式第 2 号

千葉市指令 第 号

住所

氏名 様

土地区画整理法第76条第1項の規定により 年 月 日付け千葉市指
令 第 号で許可した行為許可申請については、その許可を取り消
します。

年 月 日

千葉市長



様式第3号

千都市第 号
年 月 日

土地区画整理事業

施 行 者 様

千葉市長



土地区画整理事業施行地区内行為許可の取消しについて（通知）

土地区画整理法第76条第1項の規定により許可した下記行為許可申請については、

年 月 日付けで取下げ届が提出されたのでこれを受理し、その許可を取り消したので通知します。

記

1. 許可番号 千葉市指令 第 号
2. 許可年月日 年 月 日
3. 申請場所
4. 申請人 住所
氏名